

岡山県公報		発行 岡山県	
		目次	
目次		担当課（室）	
○ 指定通所支援の事業の廃止の届出		指導監査課	
○ 道路の区域変更		道路整備課	
○ 道路の供用開始		〃	
【公告】		〃	
○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧		経営支援課	
○ 〃		〃	
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了		建築指導課	
○ 〃		〃	
○ 〃		〃	
○ 〃		〃	
○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了		〃	
○ 〃		警察本部会計課	
○ 落札者等の決定		〃	
【監査公表】		〃	
○ 財政的援助団体等に係る令和五年度の監査の結果の公表		監査事務局	

令和6年10月11日 岡山県公報 第12642号

◎岡山県告示第四百六十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により、次の指定通所支援の事業を廃止する旨の届出があった。

令和六年十月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

子ども療育センター笠岡学園

2 所在地

笠岡市金浦七四六番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人笠岡市社会福祉事業会

2 主たる事務所の所在地

笠岡市金浦七四六番地

三 廃止年月日

令和六年六月三十日

四 事業所番号

三三五〇五〇〇〇八二

五 サービスの種類

保育所等訪問支援

◎岡山県告示第四百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年十月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 檜村金屋線
- 三 道路の区域

区 域		新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
美作市海田字道信二四〇一番二地先から 美作市海田字ハラ二三六三番二地先まで	美作市海田字道信二四〇一番二地先から 美作市海田字ハラ二三六三番二地先まで	新	七・五 一五・〇	二六〇・〇
美作市海田字道信二四〇一番二地先から 美作市海田字ハラ二三六三番二地先まで	美作市海田字道信二四〇一番二地先から 美作市海田字ハラ二三六三番二地先まで	旧	三・七 一一・一	二六〇・〇

◎岡山県告示第四百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年十月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	榎村金屋線	美作市海田字道信二四〇一番二地先から美作市海田字ハラ二三六三番二地先まで	令和六年十月十一日

令和6年10月11日 岡山県公報 第12642号

〔五三一〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和六年十月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザグザグ矢掛店・矢掛宿場の青空市「きらり」

所在地 小田郡矢掛町本堀字下一一〇一番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 晴れの国岡山農業協同組合

住所 倉敷市玉島八島一五一〇番地一

代表者の氏名 代表理事 内藤 敏男

(2) 名称 JA全農Aコープ株式会社

住所 神奈川県横浜市泉区中田南三丁目二番三八号

代表者の氏名 代表取締役 高木 克己

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) 名称 (仮称) Aコープ矢掛店、矢掛宿場の青空市「きらり」

(変更後) 名称 ザグザグ矢掛店・矢掛宿場の青空市「きらり」

(2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名称 晴れの国岡山農業協同組合

住所 倉敷市玉島八島一五一〇番地一

代表者の氏名 代表理事 石我 均

(変更後)

名称 晴れの国岡山農業協同組合

住所 倉敷市玉島八島一五一〇番地一

代表者の氏名 代表理事 内藤 敏男

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前)

ア 名称 晴れの国岡山農業協同組合

住所 倉敷市玉島八島一五一〇番地一

代表者の氏名 代表理事 石我 均

イ 名称 JA全農Aコープ株式会社

住所 神奈川県横浜市泉区中田南三丁目二番三八号一

代表者の氏名 代表取締役 高木 克己

(変更後)

ア 名称 晴れの国岡山農業協同組合

住所 倉敷市玉島八島一五一〇番地一

代表者の氏名 代表理事 内藤 敏男

イ 名称 株式会社ザグザグ

令和6年10月11日 岡山県公報 第12642号

- 住所 岡山市中区清水三六九番地二
代表者の氏名 代表取締役 森 信
- 4 変更年月日
令和五年六月二十七日ほか
- 二 届出年月日
令和六年十月二日
- 三 縦覧の期間及び場所
- 1 縦覧の期間
令和六年十月十一日から令和七年二月十一日まで
- 2 縦覧の場所
岡山県産業労働部経営支援課

令和6年10月11日 岡山県公報 第12642号

〔五三二〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和六年十月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザグザグ矢掛店・矢掛宿場の青空市「きらり」

所在地 小田郡矢掛町本堀字下一一〇一番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 晴れの国岡山農業協同組合

住所 倉敷市玉島八島一五一〇番地一

代表者の氏名 代表理事 内藤 敏男

(2) 名称 JA全農Aコープ株式会社

住所 神奈川県横浜市泉区中田南三丁目二番三八号

代表者の氏名 代表取締役 高木 克己

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 一六九六平方メートル

(変更後) 一九〇五平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 株式会社ザグザグ 午前八時

(変更後) 株式会社ザグザグ 二十四時間

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 株式会社ザグザグ 午後九時

(変更後) 株式会社ザグザグ 二十四時間

ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前七時三〇分から午後九時三〇分まで

(変更後) 二十四時間

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設二 午前六時から午後九時まで

(変更後) 荷さばき施設二 二十四時間

4 変更年月日

令和七年六月三日

二 届出年月日

令和六年十月二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和六年十月十一日から令和七年二月十一日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び矢掛町産業観光課

令和6年10月11日 岡山県公報 第12642号

〔五三三〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年十月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字郷ノ本二〇六五番二、二〇六五番五、二〇六五番六、二〇六五番五地先から二〇六三番二地先まで水路

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

都窪郡早島町早島四一一六番地四八

株式会社豊島不動産

代表取締役 豊島 学

三 許可年月日及び許可番号

令和六年四月十五日岡山県指令建指第二二号

令和6年10月11日 岡山県公報 第12642号

〔五三四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年十月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字山本三二六番一、三二七番一、三二七番七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市西郡四七五番地三マーガレット一〇一

野上 大樹

三 許可年月日及び許可番号

令和六年八月二十三日岡山県指令建指第二一七号

令和6年10月11日 岡山県公報 第12642号

〔五三五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年十月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字拾ノ割六二二番七、六二三番一、六二三番一三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町早島三九九番地七ザルツブルク中林二〇三

三宅優太郎

三宅 桃子

三 許可年月日及び許可番号

令和六年七月十日岡山県指令建指第一六三号

令和6年10月11日 岡山県公報 第12642号

〔五三六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年十月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字袋ノ東二二〇番二一、二二〇番二五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市大島五五番地F X寿 A棟一〇三号

森川 功基

森川 亜依

三 許可年月日及び許可番号

令和六年八月二十六日岡山県指令建指第二二二号

令和6年10月11日 岡山県公報 第12642号

〔五三七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和六年十月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字郷ノ本二〇六五番二、二〇六五番五、二〇六五番六、二〇六五番五地先から二〇六三番二地先まで水路

二 公共施設の種類

道路、水路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

都窪郡早島町早島四一六番地四八

株式会社豊島不動産

代表取締役 豊島 学

五 許可年月日及び許可番号

令和六年四月十五日岡山県指令建指第二二号

令和6年10月11日 岡山県公報 第12642号

〔五三八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和六年十月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字拾ノ割六二二番七、六二三番一、六二三番一三

二 公共施設の種類

下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町早島三九九番地七ザルツブルク中林二〇三

三宅 優太郎

三宅 桃子

五 許可年月日及び許可番号

令和六年七月十日岡山県指令建指第一六三号

令和6年10月11日 岡山県公報 第12642号

〔五三九〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和六年十月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 借入件名及び数量
交番・駐在所等ネットワーク機器の借入れ 一式
- 二 借入期間
令和七年三月一日から令和十二年二月二十八日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県警察本部警務部情報管理課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 落札者を決定した日
令和六年九月二十六日
- 五 落札者の名称及び所在地
NECキャピタルソリューション株式会社岡山営業所
岡山市北区下石井二丁目二番五号
- 六 落札金額
一月当たり八八九、九〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額八〇、九〇〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 八 入札公告日
令和六年七月十九日

◎岡山県監査公表第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第七項の規定により実施した財政的援助団体等に係る令和五年度の監査の結果に関する報告を、同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

令和六年十月十一日

岡山県監査委員	高橋
岡山県監査委員	福島
岡山県監査委員	浅間
岡山県監査委員	飛山
	美恭
	保正
	子徹

令和6年10月11日 岡山県公報 第12642号

1 監査の概要

(1) 監査等の種類 財政的援助団体等の監査

(2) 監査の対象

① 監査対象年度 令和4年度

② 監査実施団体

(公財)岡山県健康づくり財団

(3) 監査の着眼点

財政的援助等に係る出納その他の事務が、当該援助等の目的に沿って行われ、適正に処理されているか。

(4) 監査の実施内容

監査に当たっては、岡山県監査委員監査基準（令和2年3月27日岡山県監査公表第5号）に準拠し、次のとおり実施した。

① 事前調査

監査事務局職員が、あらかじめ監査実施団体に出向き、関係諸帳簿及び証拠書類を確認・照合するとともに、当該団体の職員から説明を聴取したほか、書面による回答を徴した結果を調書にまとめ、監査委員へ提出した。

② 監査委員監査

実地監査

監査委員が、当該団体の職員から説明を聴取するとともに、当該団体から提出された監査資料等及び監査調書に基づいて監査を行った。

2 監査の結果

改善を要すると認められる事案（指摘事項）があった。

監査実施団体 (監査実施団体を所管する 県の部局)	監 査 対 象 区 分	監 査 年月日	指摘 事項	区 分	
				実地	書面
公益財団法人 岡山県健康づくり財団 (保健医療部)	【出資団体】 出資総額 105,000,000 円 県の出資額 30,000,000 円 (出資比率 28.6%) 【補助金交付団体】 岡山県食鳥検査促進事業費補助金 15,000,000 円 【指定管理者】 岡山県南部健康づくりセンター 107,498,895 円	令和6年 1月11日 10月1日	○	○	

ア 指摘事項

病院会計において長年にわたり不適切な会計処理が繰り返され、これを組織としてチェックできなかった結果、多額の未収金等が計上されていた。

イ 所見

本件については、正しい財務諸表の提出が遅れたため、令和6年3月末に公表予定であったが、今般の公表となったものである。

財団役員や幹部職員の役割と責任を明確化し、ガバナンスの強化に努めるとともに、内部統制制度や公益通報制度を充実させ、再発防止に万全を期されたい。

内容不明の未収金32,654,072円について、早急にその全容を解明されたい。それ以外にも不適切な会計処理がないか改めて点検を行い、必要な措置を講じるなど、健全な業務運営に努められたい。

14項目の改善策を着実に実施することにより、財団の信頼回復に努められたい。